

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十七号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

**第二条** 条例別表第一教育委員会の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

## 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。